



茨城県報

第 87 号

令和 2 年 (2020 年) 3 月 12 日

木 曜 日

目 次

規 則	ページ
●茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (市町村課)	2
●茨城県安全な飲料水の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (生活衛生課)	3
(人 事 委 員 会)	
●職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	4
告 示	
●茨城県競輪事務の委託に関する規程 (総務課)	6
●生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療機関の指定 (2 件) (福祉指導課)	6
●生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護機関の指定 (福祉指導課)	7
●生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による施術機関の指定 (3 件) (福祉指導課)	7
●指定居宅サービス事業者の廃止 (長寿福祉推進課)	8
●指定障害児通所支援事業者の廃止 (2 件) (障害福祉課)	9
●大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業課)	9
●大規模小売店舗の変更の届出 (3 件) (中小企業課)	10
●大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (中小企業課)	13
●共同漁業の免許の内容等の事前決定 (漁政課)	14
●道路の供用の開始 (5 件) (道路維持課)	17
●事業計画の変更の認可 (下水道課)	18
(選 挙 管 理 委 員 会)	
●直接請求の場合における連署を要すべき県議会議員及び知事の選挙権を有する者の法定数	19
公 告	
●落札者等の公示 (3 件) (管財課)	21
●特定病院の認定 (障害福祉課)	22
●基本測量の実施 (用地課)	22
●基本測量の終了 (用地課)	23
●公共測量の実施 (用地課)	23
●公共測量の終了 (用地課)	23
(教 育 委 員 会)	

●公募型プロポーザル方式に関する公告.....24

規 程 (企 業 局)

●企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程.....26

●企業職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程.....27

規 則

茨城県規則第 3 号

茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 2 年 3 月 12 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則 (平成12年茨城県規則第 1 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条の表 5 の項第 1 号中「古河市」を「水戸市, 古河市」に改め, 同項第 6 号中「届出」の次に「(水戸市を除く各市町村に限る。)」を加え, 同号を同項第 7 号とし, 同項第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 条例第96条第 1 項, 第97条第 1 項及び第98条第 1 項の規定による悪臭特定施設に係る届出 (水戸市に限る。)

第 2 条の表 6 の項の次に次のように加える。

Table with 2 columns: Item description and Reference. Row 1: 6の2 特例条例第2条の表6の2の2の項(4)に規定する茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例(平成19年茨城県条例第17号)の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの. Row 2: 6の3 特例条例第2条の表7の2の3の項(2)に規定する母体保護法(昭和23年法律第156号)の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの.

第 2 条の表中 8 の 2 の 2 の 項 を 8 の 2 の 4 の 項 と し, 8 の 2 の 項 を 8 の 2 の 3 の 項 と し, 8 の 項 の 次 に 次 の よう に 加 え る。

Table with 2 columns: Item description and Reference. Row 1: 8の2 特例条例第2条の表11の6の項に規定する救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号).

<p>号) に基づき告示された医療機関以外の医療機関からの救急業務に関し協力する旨の申出に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	
<p>8 の 2 の 2 特例条例第 2 条の表 11 の 14 の項(ロ)に規定する毒物及び劇物取締法 (昭和 25 年法律第 303 号) の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	<p>毒物及び劇物取締法施行細則 (平成 5 年茨城県規則第 55 号。以下この項において「規則」という。) に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 規則第 13 条の規定による氏名等の変更の届出の受理及び知事への送付 (2) 規則第 14 条第 1 項の規定による指定証の書換え交付の申請の受理及び知事への送付 (3) 規則第 15 条第 1 項の規定による指定証の再交付の申請の受理及び知事への送付 (4) 規則第 15 条第 4 項の規定による指定証の返納の受理及び知事への送付 (5) 規則第 17 条の規定による氏名等の変更の届出の受理及び知事への送付 (6) 規則第 18 条第 1 項の規定による指定証の書換え交付の申請の受理及び知事への送付 (7) 規則第 19 条第 1 項の規定による指定証の再交付の申請の受理及び知事への送付 (8) 規則第 19 条第 4 項の規定による指定証の返納の受理及び知事への送付 (9) 規則第 20 条の規定による指定証の返納の受理及び知事への送付

付 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

茨城県規則第 4 号

茨城県安全な飲料水の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 2 年 3 月 12 日

茨城県知事 大井川 和 彦

茨城県安全な飲料水の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県安全な飲料水の確保に関する条例施行規則 (昭和 55 年茨城県規則第 74 号) の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 号中「1 年以内ごとに 1 回」を「毎年 1 回以上」に改める。

第 16 条第 1 号中及び第 17 条第 1 項中「1 年以内ごとに 1 回、定期的、」を「毎年 1 回以上定期的に」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(人 事 委 員 会)

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 2 年 3 月 12 日

茨城県人事委員会委員長 足 立 勇 人

茨城県人事委員会規則第 3 号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則 (昭和 36 年茨城県人事委員会規則第 2 号) の一部を次のように改正する。

第 39 条の 6 第 2 項中「12,000 円」を「16,000 円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(令和元年改正条例付則第 4 項から第 6 項までの規定による住居手当)

2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (令和元年茨城県条例第 24 号。以下「改正条例」という。) 付則第 4 項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 改正条例第 2 条の規定の施行の日 (以下「施行日」という。) の前日において同条の規定による改正前の職員の給与に関する条例 (以下「改正前給与条例」という。) 第 11 条の 5 第 1 項第 1 号に該当していた職員であって、次に掲げる職員のいずれかに該当するもの

ア 職員の給与に関する条例 (昭和 27 年茨城県条例第 9 号。以下「給与条例」という。) 第 11 条の 5 の規定を適用するとしたならば新たに同条第 1 項第 2 号に該当することとなる職員

イ 改正前給与条例第 11 条の 5 の規定を適用するとしたならば同条第 1 項第 1 号に該当しないこととなる職員

(2) 施行日の前日において改正前給与条例第 11 条の 5 第 1 項各号のいずれにも該当していた職員であって、同条の規定を適用するとしたならば同条第 1 項各号のいずれか又は全てに該当しないこととなる職員

(3) 改正条例付則第 4 項に規定する旧手当額が 1,000 円以下となる職員

(4) 前各号に掲げる職員に準ずる職員として人事委員会が定める職員

3 前項各号の規定は、改正条例付則第 5 項の人事委員会規則で定める職員に準用する。この場合において、前項第 3 号中「1,000 円」とあるのは「2,000 円」と読み替えるものとする。

4 付則第 2 項各号の規定は、改正条例付則第 6 項の人事委員会規則で定める職員に準用する。この場合において、付則第 2 項第 3 号中「1,000 円」とあるのは「3,000 円」と読み替えるものとする。

5 改正条例付則第 4 項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を基礎として改正前給与条例第 11 条の 5 第 2 項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額とする。

(1) 変更後の家賃の月額が当該変更前に支給されていた改正条例付則第 4 項から第 6 項までの規定による住居手当の月額の算出の基礎となった家賃の月額 (以下この号及び次号において「旧家賃月額」という。) より高い場合 (第 3 号に掲げる場合を除く。) 旧家賃月額

(2) 変更後の家賃の月額が旧家賃月額より低い場合 (次号に掲げる場合を除く。) 変更後の家賃の月額

(3) 施行日の前日において改正前給与条例第 11 条の 5 第 1 項各号のいずれにも該当していた場合 前各号に掲げる家賃の月額に準ずる額として人事委員会が定める額

6 任命権者は、施行日の前日に改正前給与条例第 11 条の 5 の規定により支給されていた住居手当に係る事実 (令和 2 年 3 月 2 日から施行日までの間における当該住居手当に係る家賃の月額の変更を含む。) を職員の給与に関する規則 (以下「給与規則」という。) 第 39 条の 7 第 1 項に規定する住居カードその他の資料により確認し、当該住居手当を受けていた職員が改正条例付則第 4 項の職員たる要件を具備する場合は、施行日において支給すべき同項の規

定による住居手当の月額を決定しなければならない。

- 7 改正条例付則第 4 項の規定による住居手当の支給は、令和 2 年 4 月から開始し、職員が同項の職員たる要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）又は令和 3 年 3 月のいずれか早い月をもって終わる。
- 8 改正条例付則第 5 項の規定による住居手当の支給は、令和 3 年 4 月から開始し、職員が同項の職員たる要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）又は令和 4 年 3 月のいずれか早い月をもって終わる。
- 9 改正条例付則第 6 項の規定による住居手当の支給は、令和 4 年 4 月から開始し、職員が同項の職員たる要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）又は令和 5 年 3 月のいずれか早い月をもって終わる。
- 10 給与規則第 39 条の 7 から第 39 条の 9 まで（第 39 条の 8 第 1 項を除く。）の規定は、改正条例付則第 4 項から第 6 項までの規定による住居手当の支給について準用する。この場合において、給与規則第 39 条の 7 第 1 項中「新たに条例第 11 条の 5 第 1 項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していること」とあるのは「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和元年茨城県条例第 24 号）付則第 4 項から第 6 項までの規定による住居手当を受けている職員は、その居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合には、当該変更に係る事実」と、「ならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても、同様とする」とあるのは「ならない」と、同条第 4 項中「決定し、又は改定」とあるのは「改定」と、給与規則第 39 条の 8 第 2 項中「改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する」とあるのは「改定する」と読み替えるものとする。

（令和 3 年 4 月 1 日における届出の特例）

- 11 令和 3 年 3 月 31 日において改正条例付則第 4 項の規定による住居手当を支給されている職員であって、同年 4 月 1 日においても引き続き当該住居手当に係る住宅を借り受け、家賃を支払っているもののうち、同日に給与条例第 11 条の 5 第 1 項各号に該当することとなるものについては、令和 2 年 3 月 31 日において支給されていた住居手当に係る給与規則第 39 条の 7 第 1 項の規定により行われた届出（付則第 10 項の規定において準用する給与規則第 39 条の 7 第 1 項の規定による届出が行われた場合には当該届出）を令和 3 年 4 月 1 日において支給されることとなる住居手当に係る同項の規定により行われた届出とみなす。

（令和 4 年 4 月 1 日における届出の特例）

- 12 令和 4 年 3 月 31 日において改正条例付則第 5 項の規定による住居手当を支給されている職員であって、同年 4 月 1 日においても引き続き当該住居手当に係る住宅を借り受け、家賃を支払っているもののうち、同日に給与条例第 11 条の 5 第 1 項各号に該当することとなるものについては、令和 2 年 3 月 31 日において支給されていた住居手当に係る給与規則第 39 条の 7 第 1 項の規定により行われた届出（付則第 10 項の規定において準用する給与規則第 39 条の 7 第 1 項の規定による届出が行われた場合には当該届出）を令和 4 年 4 月 1 日において支給されることとなる住居手当に係る同項の規定により行われた届出とみなす。

（令和 5 年 4 月 1 日における届出の特例）

- 13 令和 5 年 3 月 31 日において改正条例付則第 6 項の規定による住居手当を支給されている職員であって、同年 4 月 1 日においても引き続き当該住居手当に係る住宅を借り受け、家賃を支払っているもののうち、同日に給与条例第 11 条の 5 第 1 項各号に該当することとなるものについては、令和 2 年 3 月 31 日において支給されていた住居手当に係る給与規則第 39 条の 7 第 1 項の規定により行われた届出（付則第 10 項の規定において準用する給与規則第 39 条の 7 第 1 項の規定による届出が行われた場合には当該届出）を令和 5 年 4 月 1 日において支給されることとなる住居手当に係る同項の規定により行われた届出とみなす。

14 この規則に定めるもののほか、改正条例付則第 4 項から第 6 項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

告 示

茨城県告示第219号

茨城県競輪事務の委託に関する規程を次のように定める。

令和 2 年 3 月 12 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県競輪事務の委託に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、自転車競技法施行規則(平成14年経済産業省令第97号。以下「省令」という。)第 3 条第 1 項の規定に基づき、自転車競技法(昭和23年法律第209号。以下「法」という。)第 3 条第 2 号及び第 3 号に掲げる事務(以下「競輪事務」という。)の私人への委託に関し必要な事項を定めるものとする。

(委託の相手方に関する基準)

第 2 条 競輪事務を委託する相手方となる者は、次に掲げる者以外の者でなければならない。

- (1) 省令第 3 条第 2 項各号に掲げる者
- (2) 当該委託に係る契約を締結する能力を有しない者
- (3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (4) 暴力団員と生計を一にする配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
- (5) 法人であって前 2 号に掲げる者を役員とする者

(公金の払込み)

第 3 条 法第 3 条第 2 号に掲げる事務に係る公金の払込みは、その内容を示す計算書を添えて、知事が指定する日までに、知事が指定する金融機関に払い込む方法によるものとする。

(検査等)

第 4 条 知事は、競輪事務の委託に関する契約には、必要と認めるときは、その委託を受けた者に対し、競輪事務の実施に関し報告を求め、又は、その事務所に立ち入り、競輪事務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付すものとする。

(公表)

第 5 条 省令第 3 条第 3 項の公表は、ホームページその他知事が適当と認める方法により行うものとする。

(雑則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、競輪事務の私人への委託に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

茨城県告示第220号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定による医療機関につい

て、次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定に基づき告示する。

令和2年3月12日

茨城県知事 大井川 和彦

医療機関コード 名 称	所在地	診療科目等	開設者	指定等 年月日	区分
0190446 医心館 訪問看護ステーション水戸	水戸市元吉田町1052-1	訪問看護・介護予防 訪問看護	株式会社アンピス 代表取締役 柴原 慶一	令和2年 1月23日	指定
0190438 訪問看護ステーションあやめ水戸	水戸市千波町460-31	訪問看護	株式会社ファーストナース 代表取締役 橋本 真奈歩	令和2年 2月1日	指定

茨城県告示第221号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による医療機関について、次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定に基づき告示する。

令和2年3月12日

茨城県知事 大井川 和彦

医療機関コード 名 称	所在地	診療科目等	開設者	指定等 年月日	区分
2032452 つくばデンタルクリニック	つくば市並木3-10-6	歯科・小児歯科・口腔外科・矯正歯科	医療法人宏医会 理事長 渡邊 宏	令和2年 2月20日	指定

茨城県告示第222号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による介護機関について、次のとおり指定した。

令和2年3月12日

茨城県知事 大井川 和彦

コード 名 称	所在地	サービスの種類	開設者	指 定 年月日
0841940299 根本薬局 ひたち野店	牛久市ひたち野東5-3-2	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	根本 清美	令和2年 2月7日

茨城県告示第223号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による施術機関について、次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中

国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定に基づき告示する。

令和2年3月12日

茨城県知事 大井川 和彦

医療機関コード 名 称	所在地	診療科目等	開設者	指定等 年月日	区分
474 橋川 洋子 (レイス治療 院 笠間・桜川)	笠間市中央4-3-28	あん摩マッサージ指 圧	橋川 洋子	令和2年 2月21日	指定

茨城県告示第224号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による施術機関について、次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定に基づき告示する。

令和2年3月12日

茨城県知事 大井川 和彦

施術所名称	所在地	診療科目等	開設者	指定等 年月日	区分
1272 並木接骨院 (赤井 信太 郎)	つくば市大角豆737-5	柔道整復	赤井 信太郎	令和2年 3月3日	指定

茨城県告示第225号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による施術機関について、次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定に基づき告示する。

令和2年3月12日

茨城県知事 大井川 和彦

施術所名称	所在地	診療科目等	開設者	指定等 年月日	区分
475 東洋堂鍼灸院 (飯田 勝 己)	守谷市板戸井2284-3	あん摩マッサージ指 圧	飯田 勝己	令和2年 3月5日	指定

茨城県告示第226号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、次のとおり廃止の届出があったので、同法第78条の規定により告示する。

令和2年3月12日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
0875200396	エヌエス商事株式会社	ふくふく倶楽部	神栖市太田523-27	通所介護	令和2年1月31日
0870106036	株式会社 グリーンメ ディカル	デイサービス パラ ダイス	水戸市見和2-191-1	通所介護	令和2年2月15日
0870302585	株式会社 シマナ	指定訪問介護事業所 アイランド	土浦市永国1059-1 永井ビル203	訪問介護	令和2年2月29日
0871901054	株式会社 Bright Light	うぐいすの森	牛久市猪子町992-158	通所介護	令和2年2月29日
0873101661	ウエルシア介護サービス株式会社	ウエルシア介護サービス茨城町	東茨城郡茨城町奥谷30	訪問介護	令和2年2月29日

茨城県告示第227号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項に規定する廃止の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により告示する。

令和2年3月12日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	廃止年月日
0851800094	おとつぷ	茨城県坂東市岩井4513番地1	特定非営利活動法人こどもUmiおと	放課後等デイサービス	令和2年2月29日

茨城県告示第228号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項に規定する廃止の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により告示する。

令和2年3月12日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	廃止年月日
0850300211	放課後等デイサービス 苺和	茨城県土浦市虫掛3726番地1	株式会社食楽	放課後等デイサービス	令和2年3月31日

茨城県告示第229号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

令和2年3月12日

茨城県知事 大井川 和彦

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

青野産業株式会社

代表取締役 青野 洋和

(2) 住所

神栖市柳川2092番地の1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) 古河大堤商業施設

古河市大堤字田向148番1 外

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社ヤオコー	埼玉県川越市新宿町1丁目10番地1	川野 澄人
未定	未定	未定

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

令和2年10月29日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,817㎡

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ア 駐車場の収容台数 109台
 イ 駐輪場の収容台数 81台
 ウ 荷さばき施設の面積 365㎡
 エ 廃棄物等の保管施設の容量 37.57㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 (開店時刻) 午前8時
 (閉店時刻) 午後10時
 イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前7時30分～午後10時30分
 ウ 駐車場の自動車の出入口の数
 3箇所
 エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前6時～午後9時 (一部午前6時～午前7時30分)

3 届出年月日

令和2年2月28日

4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第230号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間

縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から 4 月以内に茨城県知事に提出することができる。

令和 2 年 3 月 12 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

ウエルシア薬局株式会社
代表取締役 松本 忠久

(2) 住所

東京都千代田区外神田二丁目 2 番 15 号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウエルシア結城下り松店
結城市下り松四丁目 1 番 2 外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗の名称
(変更前) (仮称) ウエルシア結城下り松店
(変更後) ウエルシア結城下り松店

(3) 変更の年月日

令和元年 12 月 12 日

(4) 変更する理由

店舗名称が確定したため

3 届出年月日

令和 2 年 3 月 3 日

4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第 231 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から 4 月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から 4 月以内に茨城県知事に提出することができる。

令和 2 年 3 月 12 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

ウエルシア薬局株式会社

代表取締役 松本 忠久

(2) 住所

東京都千代田区外神田二丁目 2 番 15 号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウエルシア結城下り松店

結城市下り松四丁目 1 番 2 外

(2) 変更しようとする事項

ア 荷さばき施設の位置

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前 9 時 閉店時刻 翌午前 0 時

(変更後) 開店時刻 午前 0 時 閉店時刻 翌午前 0 時

ウ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時 30 分～翌午前 0 時 30 分

(変更後) 24 時間

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前 6 時～午前 8 時 30 分

(変更後) 午前 6 時～午後 9 時

(3) 変更の年月日

ア 令和 2 年 11 月 4 日

イ, ウ, エ 令和 2 年 3 月 4 日

(4) 変更の理由

店舗配置及び運営計画に変更があるため

3 届出年月日

令和 2 年 3 月 3 日

4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第 232 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から 4 月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県知事に提出することができる。

令和 2 年 3 月 12 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

筑波都市整備株式会社

代表取締役 石原 孝

(2) 住所

つくば市竹園三丁目18番地 2

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

北竜台D街区商業施設

龍ヶ崎市小柴 1 丁目 7

(2) 変更しようとする事項

ア 駐車場の収容台数

(変更前) 372 台

(変更後) 306 台

イ 駐輪場の収容台数

(変更前) 74 台

(変更後) 35 台

ウ 廃棄物等の保管施設の容量

(変更前) 40 m³

(変更後) 18.5 m³

(3) 変更の年月日

令和 2 年 10 月 28 日

(4) 変更の理由

運営計画の変更のため

3 届出年月日

令和 2 年 2 月 27 日

4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第233号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

令和 2 年 3 月 12 日

茨城県知事 大井川 和 彦

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスモール守谷・ワンダーグー守谷店

守谷市松ヶ丘 6 丁目 6 番 1 号 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第1項）

令和 2 年 2 月 20 日

イ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
大和情報サービス株式会社	東京都台東区上野七丁目14番4号	藤田 勝幸
株式会社ワンダーコーポレーション	つくば市西大橋599番地1	日下 孝明

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
大和情報サービス株式会社	東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号	藤田 勝幸
株式会社ワンダーコーポレーション	つくば市小野崎294番地1	内藤 雅義

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 届出年月日

令和 2 年 2 月 6 日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第234号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により茨城海区における漁業種類、漁場の位置及び区域、漁業時期その他漁業の免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間並びに関係地区を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により公示する。

令和 2 年 3 月 12 日

茨城県知事 大井川 和 彦

1 公示番号 茨共第17号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	12月1日から翌年9月30日まで

(2) 漁場の位置

茨城県神栖市地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域（別紙図面のとおりに）

基点 茨城県神栖市波崎漁港東防波堤Bに設置した標識

ア 基点から55度（真方位）6,608.5メートルの点

イ アから55度（真方位）4,000メートルの点

ウ イから325度（真方位）6,400メートルの点

エ アから325度（真方位）6,400メートルの点

3 免許予定日

令和 2 年 7 月 1 日

4 申請期間

令和 2 年 4 月 1 日から同月 30 日まで

5 関係地区

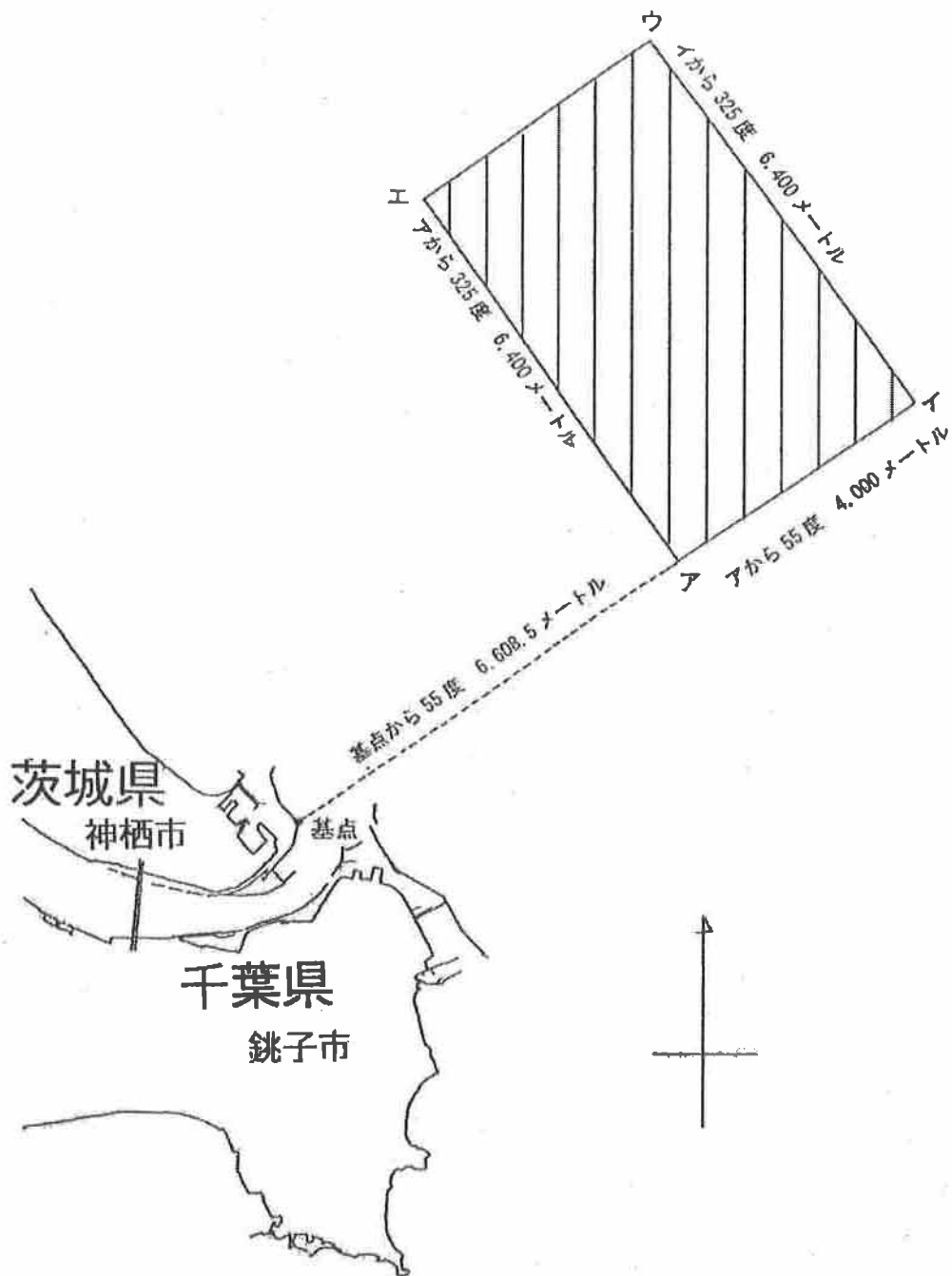
茨城県ひたちなか市のうち平磯町以南の旧那珂湊市，東茨城郡大洗町，鉾田市，鹿嶋市，神栖市及び千葉県銚子市

6 存続期間

令和 2 年 7 月 1 日から令和 5 年 10 月 31 日まで

(別紙図面)

茨共第17号共同漁業免許漁場図



茨城県告示第235号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、令和2年3月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月12日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 土浦境線
- 2 供用開始の区間 つくば市西平塚字梨ノ木332番1地先から
つくば市西平塚字梨ノ木337番1地先まで
- 3 供用開始の期日 令和2年3月12日

茨城県告示第236号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、令和2年3月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月12日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 館野牛久線
- 2 供用開始の区間 つくば市下横場字塚原277番96地先から
つくば市下横場字塚原257番2地先まで
- 3 供用開始の期日 令和2年3月12日

茨城県告示第237号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、令和2年3月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月12日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 谷井田稲戸井停車場線
- 2 供用開始の区間 つくばみらい市谷井田字北耕地1733番地先から
つくばみらい市谷井田字北耕地1616番地先まで
- 3 供用開始の期日 令和2年3月12日

茨城県告示第238号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、令和2年3月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月12日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 土浦坂東線
- 2 供用開始の区間 土浦市宍塚字出し山334番6地先から
つくば市上広岡字大久保633番5地先まで

つくば市上広岡字大久保590番5地先から

つくば市上広岡字大久保594番4地先まで

- 3 供用開始の期日 令和2年3月13日

茨城県告示第239号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和2年3月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月12日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 日立いわき線
- 2 供用開始の区間 日立市十王町友部字風早1005番地先から
日立市十王町友部字川上1260番4地先まで
- 3 供用開始の期日 令和2年3月30日

茨城県告示第240号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和2年3月12日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 施行者の名称
小美玉市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
小美玉都市計画下水道事業
小美玉市公共下水道
- 3 事業施行期間 平成元年2月9日から
令和5年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分

平成元年茨城県告示第154号、平成7年茨城県告示第1172号、平成10年茨城県告示第419号、平成10年茨城県告示第420号、平成12年茨城県告示第191号、平成13年茨城県告示第227号、平成13年茨城県告示第362号、平成13年茨城県告示第1074号、平成16年茨城県告示第1240号、平成17年茨城県告示第702号、平成18年茨城県告示第204号、平成18年茨城県告示第232号、平成19年茨城県告示第1129号、平成21年茨城県告示第1367号、平成23年茨城県告示第215号、平成25年茨城県告示第85号及び平成29年茨城県告示第357号の事業地に次に掲げる区域を加えた区域

小美玉市大字部屋字部室前並びに大字張星字松山並びに大字中野谷字西原、字辰ノ口、字海道下、字北田、字裏山、字屋敷後、字水やり、字谷津、字天神谷ツ、字天神谷津、字海道向、字フク道、字道添、字海道上、字中坪、字井戸窪、字屋敷前、字堀之内、字前、字西之田端、字西田上、字前畑、字西坂ノ上、字西坂、字表田、字ガキ塚、字かき塚、字丸山及び字屋敷脇並びに大字竹原下郷字東松原、字松原、字金子谷、字宿後及び字東宿並

びに大字竹原字町後、字仲町及び字横町並びに大字栗又四ヶ字野村田、字中山、字細田、字山ノ神、字原田司、字清水頭及び字東原田並びに大字野田字サギ沼平、字サギ沼及び字御用山並びに大字川戸字伏沼前及び字梨木の各一部の区域

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第12号

令和 2 年 3 月 2 日現在の地方自治法 (昭和22年法律第67号) 及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第162号) の規定に基づく直接請求の場合における連署を要すべき県議会議員及び知事の選挙権を有する者の法定数は、次のとおりである。

令和 2 年 3 月 12 日

茨城県選挙管理委員会委員長 荒 川 誠 司

- 1 地方自治法第74条第 1 項の規定による県条例の制定又は改廃の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数

48,607人

- 2 地方自治法第75条第 1 項の規定による県の事務の執行に関する監査の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数

48,607人

- 3 地方自治法第76条第 1 項の規定による県議会の解散の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の 1 の数 (その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の 1 を乗じて得た数と40万に3分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数, その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の 1 を乗じて得た数と40万に6分の 1 を乗じて得た数と40万に3分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数)

403,789人

- 4 地方自治法第80条第 1 項の規定による県議会議員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の 1 の数 (その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の 1 を乗じて得た数と40万に3分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数, その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の 1 を乗じて得た数と40万に6分の 1 を乗じて得た数と40万に3分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数)

水戸市・城里町 選挙区	81,097人
日立市 選挙区	50,812人
土浦市 選挙区	39,423人
古河市 選挙区	39,624人
石岡市 選挙区	21,179人
結城市 選挙区	14,003人
龍ヶ崎市・利根町 選挙区	26,177人
下妻市 選挙区	11,707人
常総市・八千代町 選挙区	22,431人
常陸太田市・大子町 選挙区	20,066人
高萩市・北茨城市 選挙区	20,579人
笠間市 選挙区	21,413人
取手市 選挙区	30,605人

牛久市選挙区	23,451人
つくば市選挙区	61,747人
ひたちなか市選挙区	44,034人
鹿嶋市選挙区	18,889人
潮来市・行方市選挙区	17,644人
守谷市選挙区	18,336人
常陸大宮市選挙区	11,980人
那珂市選挙区	15,473人
筑西市選挙区	29,031人
坂東市・五霞町・境町選挙区	23,860人
稲敷市・河内町選挙区	14,186人
かすみがうら市選挙区	11,599人
桜川市選挙区	11,853人
神栖市選挙区	25,854人
鉾田市・茨城町・大洗町選挙区	27,100人
つくばみらい市選挙区	14,065人
小美玉市選挙区	13,948人
東海村選挙区	10,455人
美浦村・阿見町選挙区	17,491人

- 5 地方自治法第81条第1項の規定による知事の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

403,789人

- 6 地方自治法第86条第1項の規定による副知事，県選挙管理委員，県監査委員又は県公安委員会の委員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数，その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

403,789人

- 7 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数，その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

403,789人



公 告

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和 2 年 3 月 12 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
茨城県庁舎及びその敷地内で使用する電気 約13,353,000キロワット時の供給
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
茨城県総務部管財課 茨城県水戸市笠原町978番6
- 3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
令和 2 年 2 月 26 日
- 4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
東京電力エナジーパートナー株式会社 代表取締役 秋本 展秀
東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 3 号
- 5 落札金額又は随意契約に係る契約金額
185,415,590円 (消費税及び地方消費税抜き額)
- 6 契約の相手方を決定した手続き
一般競争入札
- 7 茨城県物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める規則第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日
令和 2 年 1 月 14 日

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和 2 年 3 月 12 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
茨城県三の丸庁舎及び各合同庁舎 計13施設で使用する電気 約3,540,200キロワット時の供給
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
茨城県総務部管財課 茨城県水戸市笠原町978番6
- 3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
令和 2 年 2 月 26 日
- 4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
東京電力エナジーパートナー株式会社 代表取締役 秋本 展秀
東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 3 号
- 5 落札金額又は随意契約に係る契約金額
61,776,665円 (消費税及び地方消費税抜き額)

- 6 契約の相手方を決定した手続き
一般競争入札
- 7 茨城県物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める規則第4条第1項の公告又は第5条第1項の公示を行った日
令和2年1月14日

~~~~~

#### ◎落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和2年3月12日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量  
茨城県知事部局出先機関等 計68施設で使用する電気 19,245,400キロワット時の供給
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
茨城県総務部管財課 茨城県水戸市笠原町978番6
- 3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日  
令和2年2月26日
- 4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所  
東京電力エナジーパートナー(株) 代表取締役 秋元 展秀  
東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
- 5 落札金額又は随意契約に係る契約金額  
307,413,462円(消費税及び地方消費税抜き額)
- 6 契約の相手方を決定した手続き  
一般競争入札
- 7 茨城県物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める規則第4条第1項の公告又は第5条第1項の公示を行った日  
令和2年1月14日

~~~~~

◎特定病院の認定

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第21条第4項後段及び第33条第4項後段の規定による特例措置を採ることができる病院として、次のとおり認定した。

令和2年3月12日

茨城県知事 大井川 和彦

精神科病院名 医療法人社団有朋会 栗田病院
認定年月日 令和2年4月1日
所在地 茨城県那珂市豊喰505

~~~~~

#### ◎基本測定の実施

測量法(昭和24年法律第188号)第4条の規定に基づく基本測定を次のとおり実施する旨通知があったので、同法

第14条第3項の規定により公示する。

令和 2 年 3 月 12 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 測量計画機関 国土交通省 国土地理院
- 2 作業種類 基本測量 (航空レーザ測量による高精度標高データ整備)
- 3 作業期間 令和 2 年 4 月 13 日から  
令和 3 年 3 月 31 日まで
- 4 作業地域 北茨城市

◎基本測量の終了

測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 4 条の規定に基づく基本測量を次のとおり終了した旨通知があったので、同法第 14 条第 3 項の規定により公示する。

令和 2 年 3 月 12 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 測量計画機関 国土交通省 国土地理院
- 2 作業種類 基本測量 (空中写真撮影, オルソ作成)
- 3 作業終了日 令和 2 年 2 月 21 日
- 4 作業地域 日立市, 常陸太田市

◎公共測量の実施

測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 5 条の規定に基づく公共測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第 39 条の規定において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により公示する。

令和 2 年 3 月 12 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 測量計画機関 国土交通省 関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所
- 2 作業種類 2 級基準点測量 (3 点)
- 3 作業期間 令和元年 11 月 27 日から  
令和 2 年 4 月 30 日まで
- 4 作業地域 潮来市十四番地先

◎公共測量の終了

測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 5 条の規定に基づく公共測量を次のとおり終了した旨通知があったので、同法第 39 条の規定において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により公示する。

令和 2 年 3 月 12 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 測量計画機関 国土交通省 関東地方整備局 宇都宮国道事務所
- 2 作業種類 基準点測量
- 3 作業終了日 令和元年 12 月 25 日

## 4 作 業 地 域 結 城 市 (一 部)

(教 育 委 員 会)

## ●公募型プロポーザル方式に関する公告

公募型プロポーザル方式について、次のとおり公告する。

プロポーザルの提出について参加を希望する者は、下記により関係書類を作成の上、提出されたい。

令和 2 年 3 月 12 日

茨城県教育委員会教育長 柴 原 宏 一

## 1 入札に付する事項

## (1) 件名

プログラミング・エキスパート育成事業参加者トレーニング業務

## (2) 業務の内容

「プログラミング・エキスパート育成事業参加者トレーニング業務委託仕様書」のとおり

## 2 参加者の資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県への入札参加の制限を受けていない者であること。

(2) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項(平成8年茨城県告示第254号)に基づく物品調達等競争入札参加者資格を有するものであって、同要項第5条に規定する物品調達等競争入札参加有資格者名簿の大分類20(コンピュータ関連サービス)に登録されている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づき破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第1号又は同条第3号に規定するもの又は次に掲げる者でないこと。

ア 暴力団員が、事業主又は役員となっている者

イ 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者

ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約等を締結している者

オ 暴力団員又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

(6) 県税を滞納していないこと。

(7) 中高生を対象とする対面型のIT・プログラミング教育イベントを、年間2件以上開催した実績があること。

(8) 中高生対象のIT・プログラミングの開発を行うワークショップに関して、国又は地方自治体との契約実績が過去3年以内にあること。

(9) オンライン型のIT・プログラミング教育の実績があること。

## 3 審査方法及び評価項目

(1) 審査方法及び結果の通知



茨城県教育委員会内に設置した審査委員会において、下記(2)の評価項目により、企画提案書及びプレゼンテーションにて審査を行う。採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

(2) 企画提案を特定するための評価項目

ア 業務実施方針及び手法等

(ア) 仕様書等の理解度

(イ) 実施方針及び業務手法の妥当性、的確性、独創性、実現性

イ 会社の業務実績

(ア) 過去の同種又は類似業務の実績

(イ) 情報セキュリティ管理体制

ウ 業務の実施体制

(ア) 業務責任者

a 専門分野等の適切性 (専門分野にかかる学識、資格、職歴など)

b 類似性の高い業務の経験 (業務経歴)

c その他評価すべき事項 (発表論文、取得特許等の状況)

(イ) 実施体制の妥当性

エ 提案内容に比した見積額の妥当性

オ その他

上記の評価内容以外の評価に相当する提案

4 手続きに関する事項

(1) 公募に関する説明書等の交付

ア 交付期間

令和 2 年 3 月 12 日 (木) から令和 2 年 3 月 25 日 (水) まで

イ 交付先

茨城県教育庁高校教育課指導グループ (茨城県庁 22 階北側)

(2) 企画書の提出

ア 提出期限

令和 2 年 3 月 25 日 (水) 午後 5 時

イ 提出された企画提案書については、後日ヒアリングを行うことがある。

(3) プレゼンテーションの実施

ア 実施日時

令和 2 年 3 月 26 日 (木) 午後 1 時から

イ 実施場所

茨城県庁舎 1 階 入札室 2

ウ 実施時間

説明 15 分、質疑 10 分

エ その他

(ア) プレゼンテーションは非公開とする。

(イ) プレゼンテーションは、提出された資料を基に行うこと。追加提案の説明や追加資料の配付は認めない。

5 その他

- (1) 書類の作成に用いる言語及び通貨  
日本語及び日本円
- (2) 契約書作成の要否  
必要
- (3) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書は返却しない。
- (4) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、企画提案書を無効とするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (5) その他詳細は説明書による。
- (6) 当該公告に基づき生じた権利義務は、茨城県議会において令和 2 年度当初予算案が否決された場合は効力を失う。

---

## 規 程

---

( 企 業 局 )

### 茨城県企業管理規程第 1 号

企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 2 年 3 月 12 日

茨城県公営企業管理者

企業局長 澤 田 勝

企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程

企業職員の育児休業等に関する規程（平成 4 年茨城県企業管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「育児休業をしている職員」の次に「(地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（次条において「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を加える。

第 3 条中「育児休業をした職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第 5 条第 2 項中「第 13 条」を「第 16 条」に改める。

第 6 条中「第 16 条、第 17 条及び第 20 条」を「第 19 条、第 20 条及び第 23 条」に改める。

第 7 条中「第 19 条」を「第 22 条」に改める。

第 9 条第 2 項第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

- (1) 育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）

ア 特定職に引き続き在職した期間が 1 年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員

第 10 条第 2 項中「別表第 1 第 22 項の休暇」を「第 17 条及び職員の休日及び休暇に関する条例（昭和 29 年茨城県条例第 43 号）第 9 条の規定による育児時間又は介護時間（以下この条において「育児時間等」という。）」に改め、「当該休暇に係る時間」を「当該育児時間等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間等の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該育児時間等の承認を受けて勤務しない時間を減

じた時間を超えない範囲内) で行うものとする。

第13条中「(昭和27年茨城県条例第9号)」を削る。

付 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。



#### 茨城県企業管理規程第 2 号

企業職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 2 年 3 月 12 日

茨城県公営企業管理者

企業局長 澤 田 勝

企業職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程

企業職員の旅費に関する規程 (昭和42年茨城県企業管理規程第 8 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 4 条に定めるもののほか、」を削り、「職員の旅費に関する条例」を「職員の旅費及び費用弁償に関する条例」に改める。

付 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,210円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)